

保育実施児負担金(保育料)徴収基準

(月額、単位:円)

階層区分	定 義	保 育 標 準 時 間			保 育 短 時 間		
		3歳未満	3 歳	4歳以上	3歳未満	3 歳	4歳以上
第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	無償化	無償化	0	無償化	無償化
第 2	市町村民税非課税世帯	無償化			無償化		
第 3	所得割課税額 48,600円未満	19,000 [7,000]			16,000 [6,000]		
第 4-1	所得割課税額 57,700円未満	24,000 [7,000]			21,000 [6,000]		
第 4-2	所得割課税額 77,100円未満						
第 4-3	所得割課税額 97,000円未満						
第 5	所得割課税額 169,000円未満	39,000			36,000		
第 6	所得割課税額 301,000円未満	46,000			43,000		
第 7	所得割課税額 397,000円未満	50,000			47,000		
第 8	所得割課税額 397,000円以上	52,000			49,000		

- 【以下に当てはまる場合は、保育料が軽減又は免除される場合がありますのでご確認ください。】
- ①18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満児は無料とする。
 - ②保育所等に同一世帯で入所している場合、2人目以降が3歳以上児の場合は2人目以降無料、2人目が3歳未満児の場合は2人目が半額、3人目以降は無料とする。
 - ③第2階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童の2人目以降は無料とする。
 - ④第3階層、第4－1階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童が2人目の場合は半額、3人目以降は無料とする。
 - ⑤母子家庭等で第2階層から第4－2階層に該当する場合、入所している児童が1人目の場合は[]の額とし、2人目以降は無料とする。
 - ⑥18歳未満の児童を2人以上扶養している世帯の第2子のうち、第3階層、第4－1階層、第4－2階層、第4－3階層に該当する3歳未満児は無料とする。
 - ⑦18歳未満の児童を2人以上扶養している世帯の第2子のうち、第5階層、第6階層に該当し、入所順位が1番目の3歳未満児は半額とする。

※別途、実費徴収となる給食費等は保護者負担となります。

※副食費の多子減免によるカウント方法は保育料の多子減免によるカウントに準拠します。

※表中の所得割課税額は、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除がある場合は、控除前額とします。